

令和2年度筑西市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

(趣旨)

- 1 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

(定義)

- 2 この方針に規定する用語の意義は、法の例による。

(適用範囲)

- 3 この方針は、筑西市の全組織における物品等の調達について適用する。

(対象物品等及び目標額)

- 4 市が調達する物品等及びその目標額は、次の表に定めるとおりとする。

対象物品等	目標額
(1) 物品（紙製品、食品類、農作物、縫製品等）	100,000円
(2) 役務（封入等軽作業、建物等の清掃、分別作業等）	
(3) その他市長が特に必要と認める物品等	

(調達契約)

- 5 市長は、物品等の調達に当たっては、筑西市契約規則（平成17年市規則第42号）第17条各号に定める額を超えない場合において、予算の適正な執行に配慮し、障害者就労施設等と随意契約を締結するものとする。

(調達実績の公表)

- 6 市長は、法第9条第5項の規定により、令和2年度における調達実績について令和3年5月末日までに概要を取りまとめ、市のホームページに掲載し、公表するものとする。

(担当)

- 7 この方針による事務処理の担当は、保健福祉部障がい福祉課とする。

(補則)

- 8 この方針に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、決裁の日から施行する。

(失効期日)

- 2 この方針は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。